

経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																																
富田林保健所	<p>大阪府保健所結核検診委託業務の契約書では、請求書を受理した日から30日以内に支払うとされているが、支払が遅れているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="575 537 1519 1402"> <thead> <tr> <th>事例</th> <th>請求書收受日</th> <th>支払日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>平成26年8月29日</td><td>平成26年11月6日</td></tr> <tr><td>2</td><td>平成26年9月2日</td><td>平成26年11月6日</td></tr> <tr><td>3</td><td>平成26年9月2日</td><td>平成26年11月6日</td></tr> <tr><td>4</td><td>平成26年9月8日</td><td>平成26年11月6日</td></tr> <tr><td>5</td><td>平成26年9月9日</td><td>平成26年11月6日</td></tr> <tr><td>6</td><td>平成26年9月12日</td><td>平成26年11月6日</td></tr> <tr><td>7</td><td>平成26年9月12日</td><td>平成26年11月6日</td></tr> <tr><td>8</td><td>平成26年9月22日</td><td>平成26年11月6日</td></tr> <tr><td>9</td><td>平成26年9月22日</td><td>平成26年11月6日</td></tr> <tr><td>10</td><td>平成26年11月6日</td><td>平成26年12月16日</td></tr> <tr><td>11</td><td>平成26年11月6日</td><td>平成26年12月16日</td></tr> <tr><td>12</td><td>平成26年11月10日</td><td>平成26年12月16日</td></tr> <tr><td>13</td><td>平成26年11月10日</td><td>平成26年12月16日</td></tr> <tr><td>14</td><td>平成26年12月15日</td><td>平成27年2月3日</td></tr> <tr><td>15</td><td>平成26年12月15日</td><td>平成27年2月3日</td></tr> </tbody> </table>	事例	請求書收受日	支払日	1	平成26年8月29日	平成26年11月6日	2	平成26年9月2日	平成26年11月6日	3	平成26年9月2日	平成26年11月6日	4	平成26年9月8日	平成26年11月6日	5	平成26年9月9日	平成26年11月6日	6	平成26年9月12日	平成26年11月6日	7	平成26年9月12日	平成26年11月6日	8	平成26年9月22日	平成26年11月6日	9	平成26年9月22日	平成26年11月6日	10	平成26年11月6日	平成26年12月16日	11	平成26年11月6日	平成26年12月16日	12	平成26年11月10日	平成26年12月16日	13	平成26年11月10日	平成26年12月16日	14	平成26年12月15日	平成27年2月3日	15	平成26年12月15日	平成27年2月3日	<p>財務会計事務のルール等について周知徹底を図り、今後は適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府保健所結核検診委託契約書】 (請求及び支払) 第6条 2 甲は、乙から前項の請求があったときは、請求書を受理した日から30日以内に乙に支払う。</p>	<p>監査の指摘を受けて、監査の結果を所内全職員に周知し、支払遅延防止について注意を喚起した。</p> <p>また、結核検診委託業務に係る支出事務については、これまでおおむね1か月単位でまとめて事務をしていたが、これを、毎月10日・20日・月末の3回を目途に行うこととした。</p> <p>今後は、適正な事務処理に努める。</p>
事例	請求書收受日	支払日																																																	
1	平成26年8月29日	平成26年11月6日																																																	
2	平成26年9月2日	平成26年11月6日																																																	
3	平成26年9月2日	平成26年11月6日																																																	
4	平成26年9月8日	平成26年11月6日																																																	
5	平成26年9月9日	平成26年11月6日																																																	
6	平成26年9月12日	平成26年11月6日																																																	
7	平成26年9月12日	平成26年11月6日																																																	
8	平成26年9月22日	平成26年11月6日																																																	
9	平成26年9月22日	平成26年11月6日																																																	
10	平成26年11月6日	平成26年12月16日																																																	
11	平成26年11月6日	平成26年12月16日																																																	
12	平成26年11月10日	平成26年12月16日																																																	
13	平成26年11月10日	平成26年12月16日																																																	
14	平成26年12月15日	平成27年2月3日																																																	
15	平成26年12月15日	平成27年2月3日																																																	

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成27年12月8日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																
柴島高等学校	<p>契約の当事者が、対価の支払の時期を書面により明らかにしないときは、対価の支払は、相手方が支払請求をした日から15日以内に行う必要があるが、支払遅延があった。</p> <table border="1" data-bbox="540 625 1626 1003"> <thead> <tr> <th>契約内容</th> <th>契約金額</th> <th>請求年月日</th> <th>支払年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防用設備等保守点検委託（総合点検及び機器点検）</td> <td>235,590円</td> <td>平成26年8月12日</td> <td>平成26年8月28日</td> </tr> <tr> <td>2階総合ゼミ室天吊エアコン室内機及びロスナイフィルター洗浄作業委託</td> <td>25,920円</td> <td>平成26年8月31日</td> <td>平成26年9月17日</td> </tr> <tr> <td>運動場等側溝泥上げ業務その他清掃業務委託</td> <td>282,420円</td> <td>平成27年1月31日</td> <td>平成27年2月17日</td> </tr> </tbody> </table>	契約内容	契約金額	請求年月日	支払年月日	消防用設備等保守点検委託（総合点検及び機器点検）	235,590円	平成26年8月12日	平成26年8月28日	2階総合ゼミ室天吊エアコン室内機及びロスナイフィルター洗浄作業委託	25,920円	平成26年8月31日	平成26年9月17日	運動場等側溝泥上げ業務その他清掃業務委託	282,420円	平成27年1月31日	平成27年2月17日	<p>財務会計事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【政府契約の支払遅延防止等に関する法律】 （定をしなかった場合） 第10条 政府契約の当事者が第4条ただし書の規定により、同条第1号から第3号までに掲げる事項を書面により明らかにしないときは、同条第1号の時期は、相手方が給付を終了し国がその旨の通知を受けた日から10日以内の日、同条第2号の時期は、相手方が支払請求をした日から15日以内の日と定めたものとみなし、同条第3号中国が支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、第8条の計算の例に準じ同条第1項の財務大臣の決定する率をもって計算した金額と定めたものとみなす。</p>	<p>改めて、本校事務職員に対し、会計局「会計事務の手引」、「会計事務マニュアル」等を活用して会計研修を行い、支出事務のルール及び「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」の趣旨、内容等について、周知徹底を図った。（平成28年2月10日） 今後とも、会計局実施の会計研修に事務職員を積極的に参加させるとともに、所属内でも定期的に会計研修を実施し、担当職員の意識向上を図る。</p>
契約内容	契約金額	請求年月日	支払年月日																
消防用設備等保守点検委託（総合点検及び機器点検）	235,590円	平成26年8月12日	平成26年8月28日																
2階総合ゼミ室天吊エアコン室内機及びロスナイフィルター洗浄作業委託	25,920円	平成26年8月31日	平成26年9月17日																
運動場等側溝泥上げ業務その他清掃業務委託	282,420円	平成27年1月31日	平成27年2月17日																

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年12月1日）